

令和2年度分 市県民税申告受付日程

日時：2月17日(月)～3月16日(月)9時～16時 ※土日祝除く 場所：下田市役所 2階 大会議室

★下記の日程で、出張会場を開設します。ただし対象地区の開場日に対象地区に住所の有る方は「市役所会場での受付」はできません。

開催日	対象地区	会場	受付時間	開催日	対象地区	会場	受付時間
2月17日(月)	須 原	須原区民会館	9:30～11:30	3月2日(月)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00
2月18日(火)	横 川	横川諏訪神社	9:30～11:30	3月3日(火)	東中・西中 中・高馬	中(なか)公民館	9:30～14:00
2月19日(水)	北湯ヶ野	北湯ヶ野区 集会所	9:30～11:00	3月4日(水)	立野・蓮台寺 河内	稲生沢公民館	9:30～14:00
2月20日(木)	箕作・相玉 椎原・宇土 落合・荒増 堀之内・加増野	稲梓基幹 集落 センター	9:30～14:00	3月5日(木)	大 沢	上大沢区集会所	9:30～11:30
2月21日(金)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30～11:00	3月6日(金)	四・五・六丁目 旧岡方村	市役所大会議室	9:00～16:00
2月21日(金)	田 牛	田牛区集会場	13:30～15:00	3月9日(月)	一・二・三丁目		
2月25日(火)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00	3月10日(火)	東本郷・武ガ浜		
2月26日(水)	白 浜	白浜公民館	9:30～11:00	3月11日(水)	西本郷・敷根		
2月26日(水)	白 浜	旧板戸公民館	13:30～15:00	3月12日(木)	全地区		
2月27日(木)	須 崎	須崎漁民会館	9:30～14:00	3月13日(金)	全地区		
2月28日(金)	柿 崎	柿崎公民館	9:30～11:00	3月16日(月)	全地区		
2月28日(金)	柿 崎	外浦区集会所	13:30～15:00				

● 印鑑
● マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
● 身元確認書類(免許証、保険証など)
● 扶養親族のマイナンバーが分かるもの

◎ 収入関係
給与や年金の令和元(平成31)年分の源泉徴収票
個人事業主や不動産所得がある場合には収入経費の分かる帳簿や書類など

◎ 控除関係
源泉徴収票など配偶者の令和元(平成31)年中の所得が分かる書類
● 社会保険料控除
国民年金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等の払込証明書など
※「納付額のお知らせ」を1月下旬に市役所から発送し

● 生命保険料控除
生命保険料の控除証明書
● 地震保険料控除
地震保険料の控除証明書
● 医療費控除
令和元(平成31)年中に支払った医療費や購入医薬品の領収書やレシート、加入している健康保険組合が発行した医療費のお知らせ、健康保険(高額療養費等)や生命保険等による補てん額が分かるもの

※あらかじめ「医療費控除の明細書」の作成(又は人ごとに病院ごとの年間支払合計額の計算)をお願いします。

● 医療費控除(特例)セルフメイケーション税制
令和元(平成31)年中に購入したスイッチOTC医薬品購入の領収書・レシート※レシート等に、記載すべき5項目の表示があること

● 障害者控除
障害者手帳や療育手帳など

● 寄附金税額控除
寄附先が発行した控除証明書、領収書

その他の控除
税務課市民税係までお問い合わせください。

◎ 確定申告をすること
所得税が還付される方
確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ローンにより住宅を取得した方
- 一定の額以上の医療費を支払った方
- 年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方など

◎ 所得税の確定申告が必要な方
＜給与所得者の場合＞
・給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
・2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
・給与の年収が2,000万円を超える方など

＜自営業者などの場合＞
・令和元(平成31)年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額及び年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合成額より多い方

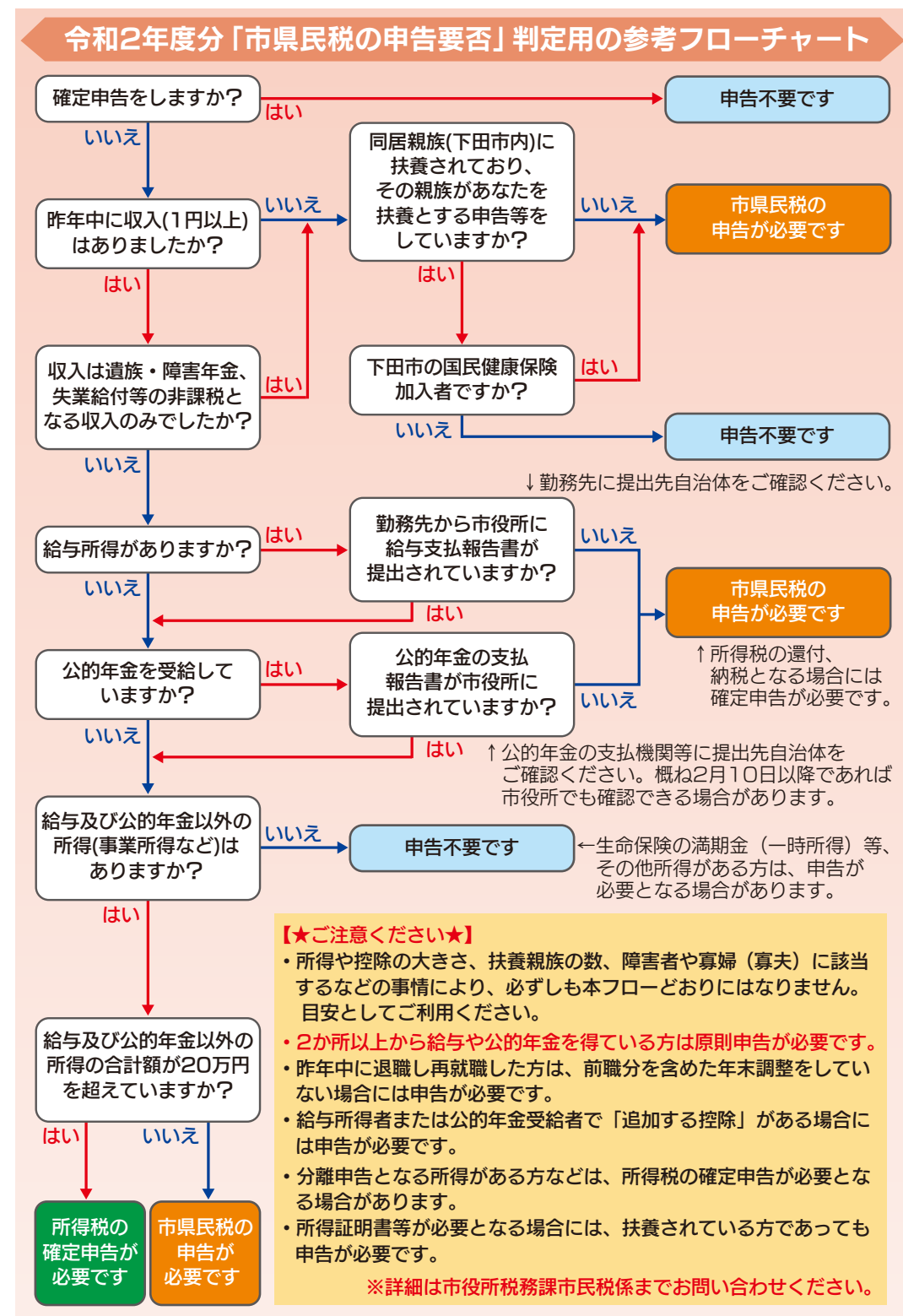
令和2年度(令和元(平成31)年中の所得や控除に対する)市県民税の申告受付が始まります。

市県民税の申告書は、令和2年度市県民税算出の基礎資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、期限内に手続してください。

市県民税の申告

令和2年1月1日現在、市内に住所がある方は原則として市県民税の申告が必要です。給与所得者で年末調整済みの方などは申告が不要となる場合があります。

また、収入がなかった方や遺族・障害年金のみ収入がある方は原則として申告が必要となりますので、下記のフローチャートを参考に申告の必要有無をご確認ください。



市県民税申告は正しくお早めに！
申告期間は2月17日から3月16日まで

問合せ先
市県民税の申告について
税務課市民税係(窓口⑨) ☎22218
所得税の確定申告について
下田税務署 ☎20185 (自動音声「0」)